

標準等作成に関する手続き

他の標準等を参照することにより本文に標準にかかわる技術（規定）を記述しない標準等について

2002年3月1日

標準化会議議長決定

1. 目的
スピーディーかつタイムリーに標準化を行うニーズに即応するため、他の勧告等を参照している標準等の枠組みを制定する。
2. 対象ドキュメント
TTC 標準、TTC 仕様書、TTC 技術書とする。
3. 標準等の呼称（通称）
通称を以下のとおりとする。（通称とは原案等策定過程等で便宜上使用する呼称である。）
TTC 簡略標準、TTC 簡略仕様書、TTC 簡略技術書
4. 手続き
『TTC標準（E）』選択のガイドラインのE2と同じ手続きによる。
5. 標準等の構成・記述様式
執筆の手引きで定義する。
6. 周知
事前説明会などにより標準化会議委員に対して周知するとともに、TTC のホームページ及び TTC レポートへの掲載等により、広く会員への周知を行う。